

[English](#)

## 法務研究科(法科大学院)

ヒラノ テツロウ  
**平野 哲郎**  
TETSURO HIRANO

(男)  
**教授**

## ■兼務所属(本学内)

- 法学研究科

## ■出身大学院・出身大学他

- 1992/03 東京大学 法学部 私法コース 卒業

## ■取得学位

- 法学士 (1992/03 東京大学) ■ 博士(法学) (2019/03 神戸大学)

## ■職歴

- 1992-1994 司法修習生
- 1994-2002 判事補(横浜・札幌・大阪)
- 2002-2005 龍谷大学法学部助教授
- 2005-2012 龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院) 准教授
- 2012-2014 龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院) 教授
- 2012- 石川寛俊法律事務所
- 2014- 立命館大学 法学部 教授
- 2014- きっかわ法律事務所
- 2017/04/01- 立命館大学法務研究科 教授

## ■委員歴

- 2012/04- 京都府立医科大学付属病院 臨床倫理委員会外部委員
- 2015/11- 滋賀医科大学医学部附属病院 事例調査検討委員会外部委員
- 2017/04- 京都大学医学部附属病院 医療安全監査委員会外部委員
- 2017/04- 滋賀医科大学医学部附属病院 医療安全監査委員会外部委員
- 2017/04- 京都府立医科大学医学部附属病院 医療安全監査委員会外部委員
- 2018/04- 滋賀医科大学 組織的利益相反監視委員

## ■所属学会

- 日本民事訴訟法学会
- 日本医事法学会
- 日本私法学会
- 臨床法学教育学会
- 日本法社会学会

## ■免許・資格

- 司法試験合格 (1992) ■ 弁護士登録 (2012)

## ■研究テーマ

- 医師の民事責任の位置づけ, 専門訴訟における専門的知見の利用, 主張責任と立証責任の関係

## ■研究概要

## 1 医師の民事責任の位置づけ 2 要件事実論

1 医療過誤があった場合の民事上の責任についてはまず不法行為構成によるのが、日本をはじめとする多くの法域で一般的です。契約構成(債務不履行構成)もなくはありませんが、いずれの構成でも大きな差はないと考えられています。しかし、多くの医療行為は医師・医療機関と患者の診療契約に基づいて行われており、契約によって医療水準に適合した医療を提供することを約したにもかかわらず、水準に満たない医療行為がなされた場合には、契約違反になるはずで、見ず知らずの他人同士の間での権利侵害行為の場合よりも重い注意義務が契約当事者間では発生するのではないかと考えています。

また診療契約上の期待権の侵害や機会喪失論という損害論にも、法律構成が影響を与えるのではないかと考えられます。

2 要件事実論では長い間、主張責任と証明責任の所在は一致するという見解が通説的地位を占めてきました。しかし、両責任は異なる原理によって認められるもので、その所在が一致する必然性はなく、むしろ一致させることによって不自然・技巧的な訴訟運営を招く場面があると思われ、そこで、両責任を分離させる立場からの理論構成を考えています。

## ■研究キーワード

民事訴訟法, 民事執行法, 民事保全法, 要件事実論, 医事法, 司法制度

## ■研究業績一覧 (上位3件までを表示します。一覧表示では、公開対象の全件を表示します。)

## ■ 著書

裁判官が答える裁判のギモン 日本裁判官ネットワーク 岩波書店 「訴訟と執行の関係」46-48 2019/04 978-4-00-270998-7

医事法辞典 甲斐克則 信山社 「エホバの証人輸血拒否事件」88, 「公序良俗」201, 「聖マリアンナ医科大学事件」345, 「輸血拒否」493 2018/10 978-4-7972-7015-0

医師民事責任の構造と立証責任 日本評論社 2018/02 978-4535522800

[一覧表示...](#)

## ■ 論文

執行法上の救済手段をとることの懈怠と国家賠償の成否 平野哲郎 別冊ジュリスト(民事執行・保全判例百選第3版) 247, 28-29 2020/01

民事系科目[第3問]解説 平野哲郎 別冊法学セミナー「司法試験の問題と解説2019」2019年, 59-66 2019/09

医療過誤についての新契約責任説 平野哲郎 私法 81, 157-164 2019/08

[一覧表示...](#)

## ■ 研究発表等

Discussion between Experts and Lawyers in Court Third Annual Research Meeting on Japanese and Australian Legal Studies 2020/02/05

医療過誤における債務不履行構成の要件事実 関西民事訴訟法研究会 2020/01/25

有害事象の積極的な開示と紛争解決～アメリカの「対話と解決」プログラム 患者・家族メンタル支援学会 2019/10/26

[一覧表示...](#)

## ■ 科学研究費助成事業

[科学研究費助成事業データベースへのリンク](#)

## ■ 研究高度化推進制度

学外研究制度 - [オーストラリア及びアメリカにおける医療訴訟の動向](#) - 国内 2018/09-2019/09 2018  
日本・オーストラリア・アメリカ

[一覧表示...](#)

## ■ 受賞学術賞

判例時報社 第1回判例時報賞奨励賞 2017/08

[一覧表示...](#)

## ■教育業績一覧（上位3件までを表示します。一覧表示では、公開対象の全件を表示します）

## ■ 担当授業科目

2017 リーガルクリニック I 実験・実習・実技

2017 卒業研究・論文 演習

2017 民事訴訟法演習 II 演習

[一覧表示...](#)

## ■ 教育活動

民事訴訟法の授業において、課題を配布し、自主的に答案を書いてきた学生に対しては採点をした上で返却をした。また、授業内において解説を行った。2015/04-

専門演習において、明治大学の小西ゼミとの合同ゼミを年1回行っている。2014/11-2017/04

民事訴訟法、倒産法、専門演習、司法過程論において、授業で使用している教科書の著者である弁護士や医療過誤事件の当事者、えん罪事件被害者・弁護人等をゲストスピーカーとして招いて講演をしてもらっている。2014/04-

[一覧表示...](#)

## ■研究者からのメッセージ

## 研究と実践

もともと裁判官をしており、現在も弁護士登録をしています。現在の仕事は大学での研究と教育がメインではありますが、「汗のにおいのする研究」、「アカデミックな香りのするプラクティス」を目指しています。

「実務と研究の架橋」はすでに陳腐な言い回しになっていますが、実務の現状を整理・体系化することにとどまらず、長年の実務の慣行とされてきたことにも問題提起して、新しい提言をしたいと思います。

通説にとらわれず、疑問を持ち続けて、研究を楽しみながら、実務に少しでも還元できるような研究をしたいと考えています。

ご興味ございましたら、個人ホームページもご覧ください。

<http://tetsuro-hirano.sakura.ne.jp/>

## ■研究分野(ReaD&amp;Researchmap分類)

■ 民事法学

■ 新領域法学